

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足を議会に報告し、かつ、公表しなければならないとされています。

当企業団では、去る令和6年7月10日、11日及び26日に実施した令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計決算審査において、監査委員による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を令和5年度決算書等により照合した結果、いずれも適正に作成されてあるものと認められました。

その結果を令和6年10月春日那珂川水道企業団議会定例会（令和6年10月23日、24日開催）において報告しましたので、下記のとおり公表します。

記

令和5年度 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
春日那珂川水道企業団 水道事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

(資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。)

<資金不足比率とは>

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、経営状況の深刻度を示すものです。

この比率が経営健全化基準の20%を超えると「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を行わなければなりません。